



様似町

地球温暖化対策実行計画 事務事業編

令和7(2025) — 令和12(2030)



目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1.1. 計画の背景・目的・位置づけ	1
1.2. 計画の期間・対象	2
第2章 温室効果ガスの排出状況	4
2.1. 温室効果ガスの排出状況	4
第3章 基本方針と削減目標	7
3.1. 基本方針	7
3.2. 温室効果ガスの削減目標	8
第4章 取組項目	11
方針1：省エネルギー化の推進	11
方針2：再生可能エネルギーの導入・活用	14
方針3：脱炭素に向けた環境配慮行動の実施	16
第5章 計画の推進	19
5.1. 推進体制	19
5.2. 進捗管理	20
参考資料	
資料1 対象施設一覧.....	22
資料2 様似町地球温暖化推進委員会設置要綱.....	24

第1章 計画の基本的事項

1.1. 計画の背景・目的・位置づけ

(1) 計画策定の背景

地球温暖化は産業革命以降、着実に進んでおり、平成 27（2015）年に京都議定書以来の法的拘束力のある国際的な合意文書として、パリ協定が採択されました。この協定では、国際条約として初めて世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より低く保つ 1.5℃目標などが示され、世界各地でカーボンニュートラルに向けた動きが進んでいます。

このような状況を受け、国は令和 2（2020）年 10 月に、令和 32（2050）年までに、温室効果ガスの排出量をゼロにすることを表明しました。

その後、令和 12（2030）年度の温室効果ガスの削減目標として、平成 25（2013）年度から 46%削減することを令和 3（2021）年 4 月に示し、同年 10 月に地球温暖化対策計画が改定されました。

また、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下、「政府実行計画」という。）」の改定も同時に行われ、平成 25（2013）年度比で 50%削減することに見直し、その目標の達成に向けて、太陽光発電の最大限導入などの取り組みが示されたところです。

本町では、平成 25（2013）年度に『様似町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）』を策定、平成 30（2018）年度に改定を行い、温室効果ガスの排出量の削減を目指し、公共施設の省エネルギー化などに取り組んできました。

この度、国などの動きを踏まえ、本町が着実に温室効果ガス排出量を削減していくために本計画の改定を行います。

(2) 計画策定の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づき、地球温暖化防止に向けた取り組みを着実に推進し、脱炭素社会を実現するため、様似町の全ての事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とします。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、『第9次様似町総合計画』を上位計画とし、その他関連計画と連携しながら事業・施策を推進します。

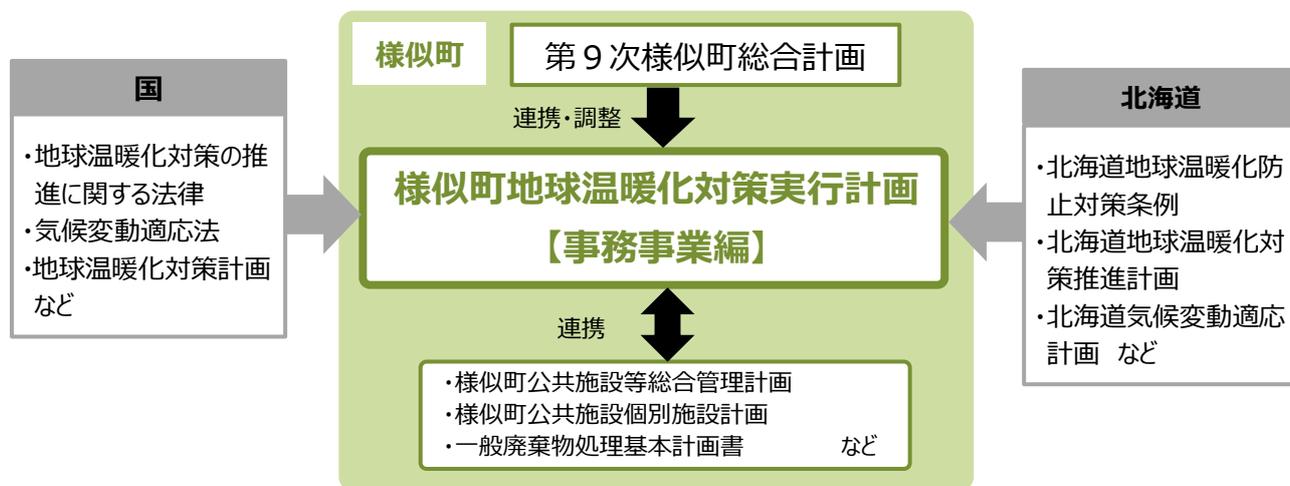


図 1：計画の位置づけ

1.2. 計画の期間・対象

(1) 計画期間

本計画は、国の「地球温暖化対策計画」に準じて、基準年度を平成 25（2013）年度、目標年度を令和 12（2030）年度とします。

計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度までの 6 年間とします。

年度【西暦】	2015					2020					2025					2030				
年度【平成-令和】	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
様似町地球温暖化対策 実行計画 事務事業編	前々計画					前計画					準備期間					本計画				
地球温暖化対策計画【国】						前計画					現行計画									

図 2：計画期間

(2) 対象とする範囲

計画の対象範囲は、様似町における事務事業及び公共施設とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

事務事業編の対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 第3条第1項」において、算定方法が定められている6種類とします。

表 1：温室効果ガスの種類

温室効果ガス種類		人為的な発生源	地球温暖化係数*1 (令和6(2024)年 4月1日施行)
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出	1
	非エネルギー起源	セメント製造、生石灰製造など工業的プロセス、廃プラスチック類の焼却等により排出	
メタン (CH ₄)		自動車の走行、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋め立て、家畜の腸内発酵等により排出	28
一酸化二窒素 (N ₂ O)		自動車の走行、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出	265
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		カーエアコンの使用・廃棄時等に排出	4~12,400
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		半導体製品の製造・使用・廃棄時等に排出(地方公共団体ではほとんど該当しない)	6,630 ~11,100
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		化学工業生産されて配電設備や半導体製造等により排出	23,500



*1：地球温暖化係数

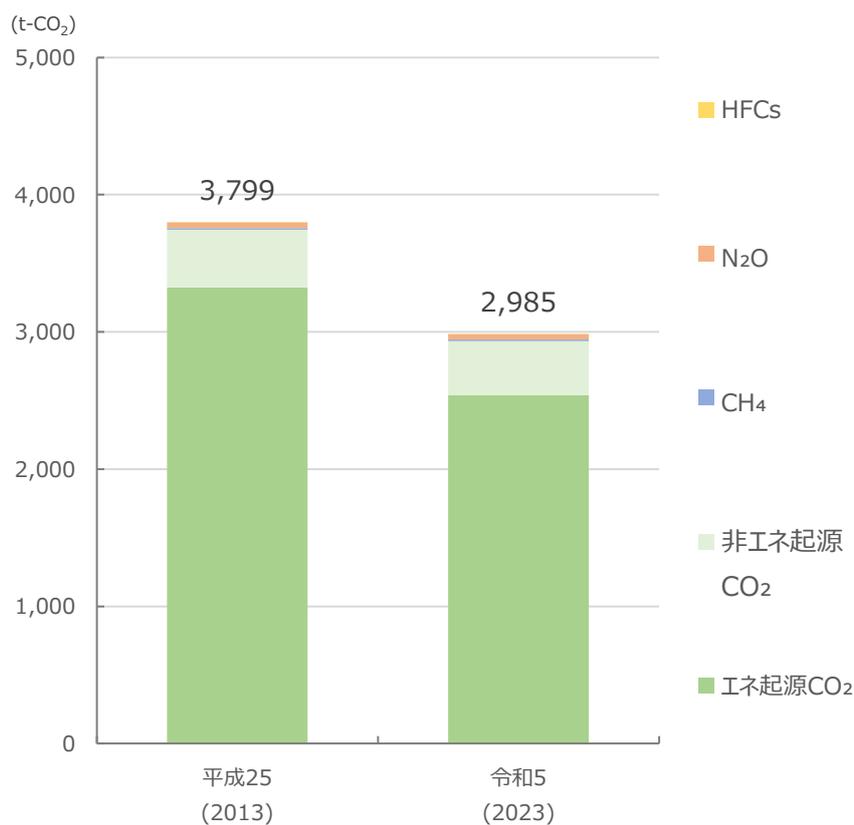
CO₂を基準に、温室効果ガスがどれだけ温暖化能力を有しているかを表した数値です。一般的に使われている地球温暖化係数は、今後100年間の地球に対する影響を考えた場合の数値となっています。

第2章 温室効果ガスの排出状況

2.1. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス排出量の推移

町の事務事業からの排出量は、平成 25（2013）年度が 3,799t-CO₂、令和 5（2023）年度が 2,985t-CO₂ で、21%の削減が進んでいます。



※過去のデータが全て残っていなかったため、平成 25(2013)年度の排出量は、令和 5（2023）年度の排出量を基に推計しています。

※PFCs、SF6 は町の事務事業からは排出されていません。

図 3：温室効果ガス排出量の推移

(2) 排出量の内訳と特性

①温室効果ガスの内訳

温室効果ガスの内訳を見ると、エネルギー起源 CO₂ が最も多く 85.1%、次いで非エネルギー起源 CO₂ が 13.2%で、町の事務事業における排出量のほとんどが CO₂ であることがわかります。

CO₂ のうち、エネルギー起源の排出量は電気・熱・燃料の使用から、非エネルギー起源の排出量は廃棄物の焼却から排出されています。

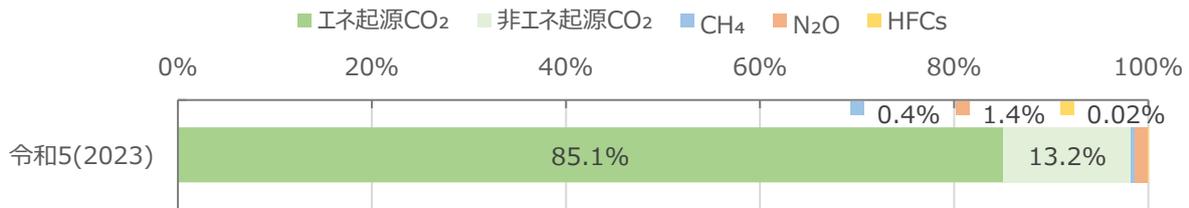


図 4：温室効果ガス排出量の内訳

②エネルギー起源 CO₂ の内訳

1) 全体

排出量の大半を占めるエネルギー起源 CO₂ の内訳を見ると、電気が最も多く 61.4%、次いでA重油が 19.8%、灯油が 11.8%となっており、この3つが排出量の大半を占めていました。

このエネルギー別排出割合を、北海道や国の割合と比較すると、町の排出量は、電気と灯油の割合が多く、A重油の割合が少ない特徴があります。

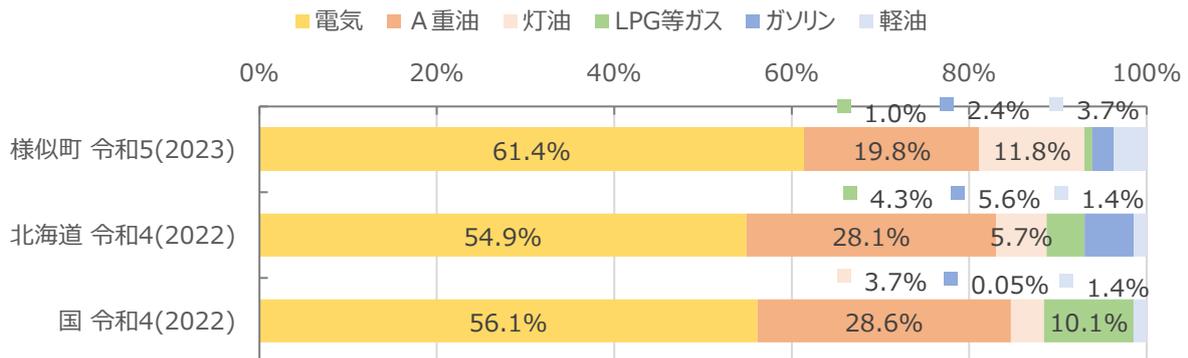


図 5：町・北海道・国のエネルギー起源 CO₂ 排出量の内訳

2) 主要施設

町の施設ごとに排出量を整理すると、本計画で対象としている 98 施設中、排出量の上位 18 施設が全体の 90%を占めている状況でした。

このうち、排出量上位の 5 施設の概要は以下のようになっています。

- ・アポイ山荘：最も電力需要が多い施設です。
- ・中央公民館：最も A 重油の需要が多い施設です。（隣接するスポーツセンターの使用分も含まれています）
- ・クリーンセンター：2 番目に電力需要が多い施設です。また、この施設では廃棄物の焼却も行っており、非エネルギー起源 CO₂ も多く排出しています。
- ・保健福祉センター：最も灯油の需要が多い施設です。
- ・小学校：校舎改築の際に暖房を電化したことで、電力需要が増えた施設です。

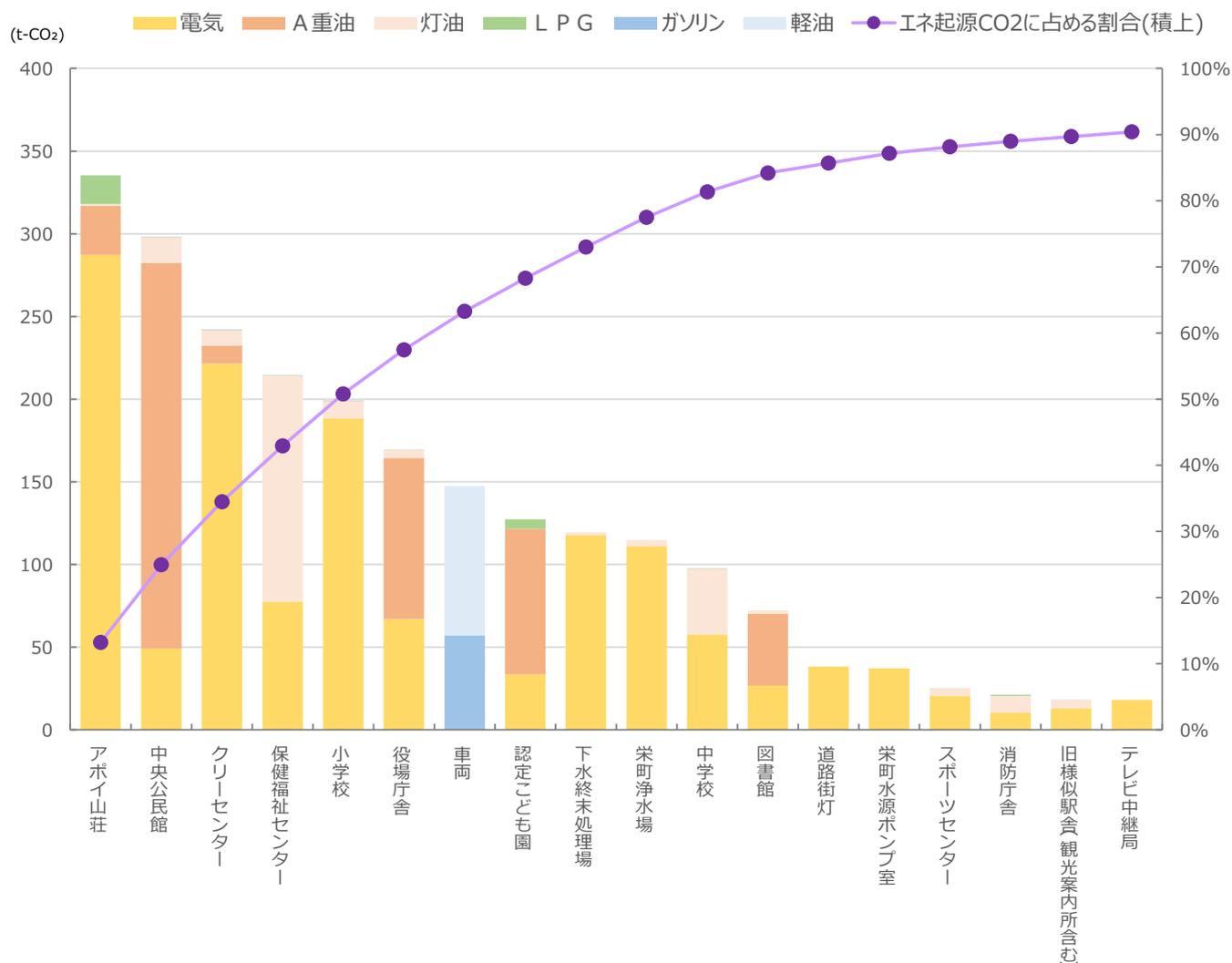


図 6：主要施設の排出量の内訳（令和 5（2023）年度）

第3章 基本方針と削減目標

3.1. 基本方針

地球温暖化問題は喫緊の対応が必要な課題で、国・道・市町村に加えて、町民や事業者も対策に取り組み、温室効果ガス排出量を大幅に削減していくことが求められています。

町では、このような背景を踏まえて、将来的に町の事務事業のゼロカーボンを実現するために、これまで力を注いできた「環境配慮行動」の取り組みに加えて、「省エネルギー化の対策」や「再生可能エネルギーの導入・活用」等に取り組みを強化します。

また、町が率先してゼロカーボンに取り組み、行動の規範となることで、町民や事業者にも取組を普及していくことを目指します。

排出量削減に向けた取り組み方針

方針1：省エネルギー化の対策

建物・設備の省エネ

公用車の省エネ

温室効果ガスの大半はエネルギーの使用によって排出されますので、効率化を進めてエネルギーの無駄をなくしていくことが重要です。

省エネルギー対策は、エネルギー消費が多い建物躯体や設備、自動車などに対して行うことが有効ですが、大きなコストがかかるもののため、費用対効果を考慮しながら取組を進めます。

方針2：再生可能エネルギーの導入・活用

再エネの活用

再エネ電力

省エネルギー対策を最大限に取り組んでも、エネルギー消費量をゼロにすることはできないため、エネルギー源を環境負荷が少ない再生可能エネルギーに置換していく必要があります。

再生可能エネルギーの導入には、地域に賦存するエネルギー源を活用するとともに、大きなコストがかかるもののため、費用対効果を考慮しながら取組を進めます。

また、電力購入の際は再生可能エネルギー比率の高い事業者やプランを選択するなど、再生可能エネルギーの活用を検討します。

方針3：脱炭素に向けた環境配慮行動の実施

省エネ行動

廃棄物

環境教育

将来的に町の事務事業におけるゼロカーボンを達成するためには、職員一人ひとりが環境に対して関心を持ち、省エネルギーや廃棄物の削減など、環境に配慮した取組を行うことが重要です。

そのため、これまで取り組んできた環境配慮行動の実施と併せて、職員の環境意識醸成のための環境教育を推進します。

3.2. 温室効果ガスの削減目標

(1) 温室効果ガス全体の削減目標

本計画では、国の「地球温暖化対策実行計画」や「政府実行計画」の目標を踏まえて、「令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で50%削減」を目標とします。

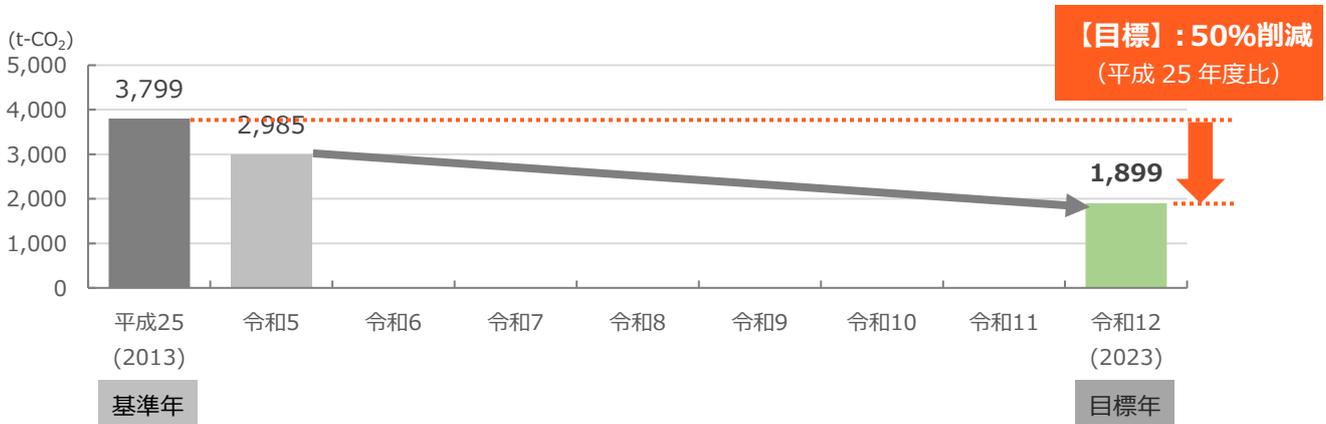


図7：本計画の削減目標

政府実行計画の改定

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

図8：政府実行計画の削減目標

出典：政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の概要（環境省 R3.10）

(2) 部門別の削減目標

国の事務事業編である「政府実行計画」では、全体の削減目標を50%削減としていますが、その内訳までは整理されていません。

そのため、部門別の削減量については、国の「地球温暖化対策計画」の削減目標を踏まえたうえで、その削減目標以上の削減率を設定して、全体で50%の削減を目指します。

排出量の実績を見ると、令和5（2023）年度の排出量は2,985t-CO₂で、目標の43%まで削減が進んでいる状況です。

部門別の目標を見ると、まだどの部門でも削減目標を達成しておらず、部門によっては基準年より排出量が増えているものもあるため、引き続き削減の取組を進めていく必要があります。

表 2：部門別の温室効果ガス削減目標

「公共施設」において、国の「地球温暖化対策計画」の目標以上の削減率を目指します。

温室効果ガス種類	百万t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂	
	国 地球温暖化対策計画		町 事務事業編				町 令和5年度実績	
	平成25年度実績	令和12年度目標 排出量	削減率	平成25年度実績	令和12年度目標 排出量	削減率	排出量	進捗
エネルギー起源CO ₂								
・産業部門	463	289	38%	対象外			対象外	
・業務部門（公共施設等）	238	116	51%	3,148	1,381	56%	2,391	43%
・家庭部門	208	70	66%	対象外			対象外	
・運輸部門（公用車）	224	146	35%	176	115	35%	147	47%
・エネルギー転換部門	106	56	47%	対象外			対象外	
非エネルギー起源CO ₂	82	70	15%	420	358	15%	394	42%
CH ₄	30	27	11%	11	10	11%	11	-20%
N ₂ O	21	18	17%	43	35	17%	40	32%
HFCs等	39	22	44%	0.6	0.4	44%	0.7	-25%
合計	1,412	813	42%	3,799	1,899	50.0%	2,985	43%

※四捨五入の関係で端数が合わない場合があります。

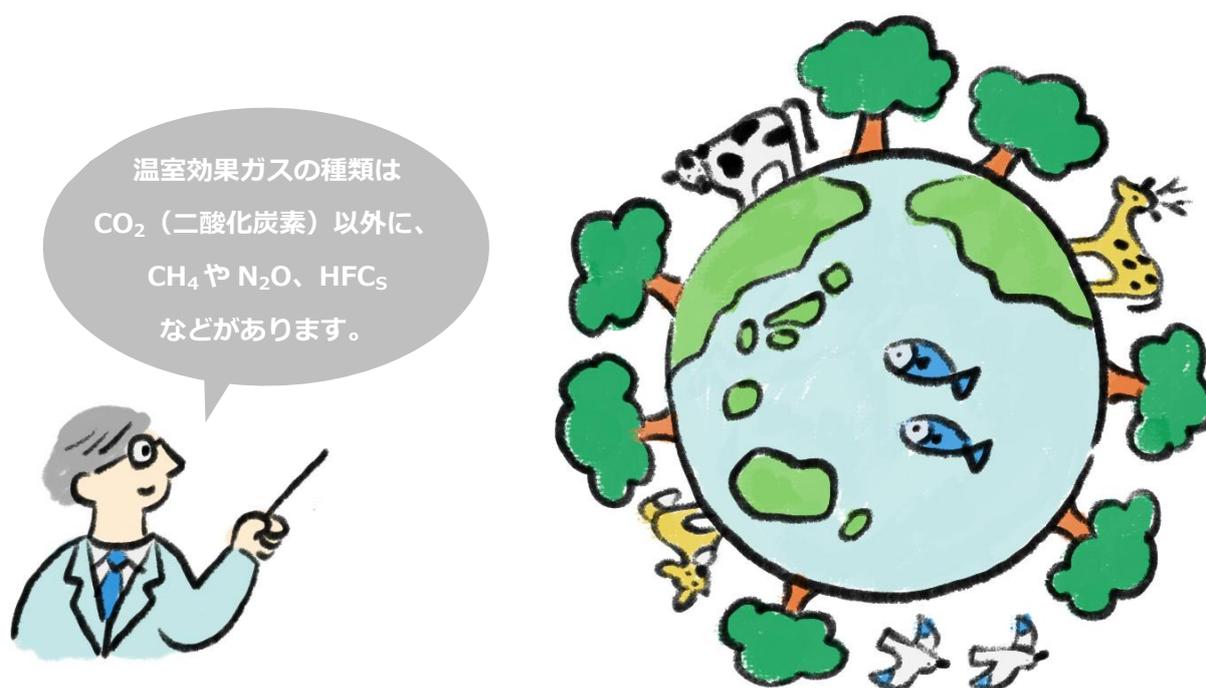
出典：地球温暖化対策計画（環境省 R3.10）

(3) 温室効果ガスの削減手法のイメージ

温室効果ガス排出量の大半はエネ起源 CO₂ ですが、それ以外の温室効果ガスについても、排出量全体から見た割合は少なく、対策が難しいものもありますが、削減に取り組んでいく必要があります。

表 3：温室効果ガス別の主な排出源と削減方法のイメージ

温室効果ガスの種類	令和 5 (2023) 年度の排出量	町の事務事業での主な排出源	削減方法
エネ起源 CO ₂ (公共施設等)	2,391t-CO ₂ (80.1%)	電気・燃料の使用	・省エネルギー機器の導入 ・再生可能エネルギー設備の導入 ・エネルギー使用量の削減 等
エネ起源 CO ₂ (公用車)	147t-CO ₂ (4.9%)	燃料の使用	・電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などへの変更 等
非エネ起源 CO ₂	394t-CO ₂ (13.2%)	廃棄物の焼却	・廃棄物の焼却の広域化 ・廃棄物の焼却量の削減 ・廃棄物のプラゴミ割合の低減
CH ₄	11t-CO ₂ (0.4%)	下水処理、 廃棄物の焼却 等	・廃棄物の焼却量の削減 ・下水処理量の削減 等
N ₂ O	40t-CO ₂ (1.4%)	下水処理、 廃棄物の焼却 等	・廃棄物の焼却量の削減 ・下水処理量の削減 等
HFCs	1t-CO ₂ (0.02%)	車のエアコンの使用	・ノンフロンのカーエアコン車への変更



第4章 取組項目

方針1：省エネルギー化の推進

【取組1】建物・設備の省エネルギー化

事務事業において、電気・熱エネルギーの大半は公共施設で使用されており、そこから多くの温室効果ガスを排出しています。

そのため、建物や設備の省エネルギー化に取り組みます。

- ▶ 既存の建物・設備の省エネルギー化を効率的に進めるために、エネルギー使用量が多い施設から優先して、省エネルギー診断^{*2}・改修の実施を検討します。
- ▶ 新設する建物は、エネルギー利用を効率化してZEB^{*3}化を目指すことを検討します。
- ▶ エネルギー利用を効率化できるエネルギーマネジメントシステム^{*4}の導入を検討します。
- ▶ エネルギー効率が良いコージェネレーションシステム^{*5}の導入を検討します。
- ▶ 建物のエネルギー利用を効率化するために、施設の集約化・複合化や統廃合などについて検討します。



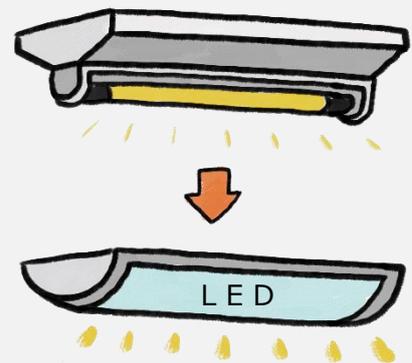
1 台の蛍光灯器具を

LED 器具に交換すると・・・

排出量が

12 → 6kg-CO₂/年

に削減されます。



※20Wの蛍光灯器具（1,070lm）を11WのLED器具（1,100lm）に交換した想定。

※稼働日数は245日（土日祝を除いた営業日）、稼働時間は8:00～17:30を想定。

※電気の排出係数0.25kg-CO₂/kWh（電力会社における令和12（2030）年度の排出係数の目標値）とした場合。

*2：省エネルギー診断

省エネルギーの専門家が対象の事業所・工場などのエネルギー使用量や設備運用状況などを確認し、現状を踏まえた具体的な省エネルギー対策やその効果を診断結果として提供するサービスです。

*3：ZEB

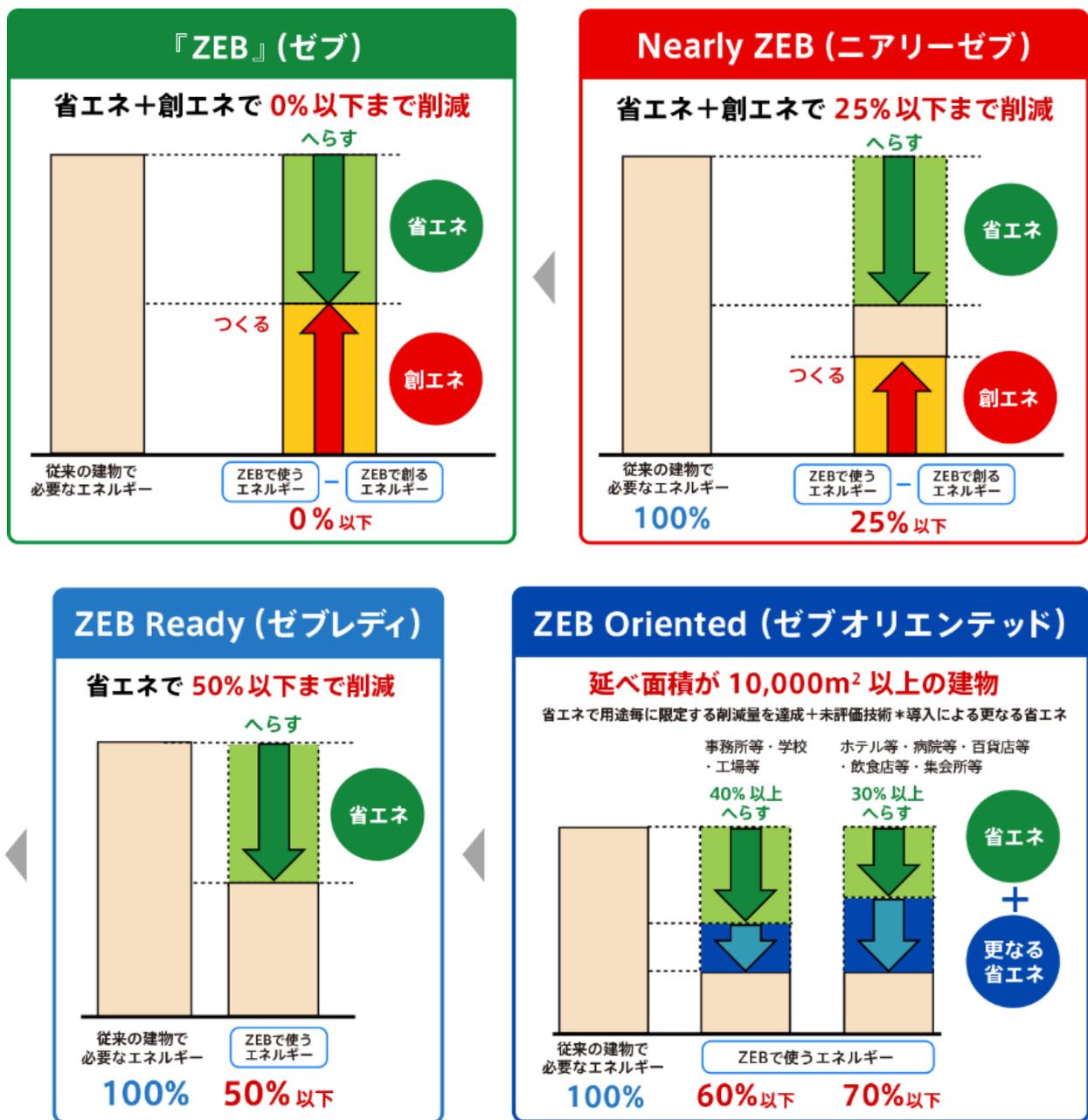
省エネルギー設備の導入と再生可能エネルギーの導入により、年間のエネルギー消費の収支をゼロにする住宅・ビルのことです。住宅を対象としたものはZEH、事業所を対象としたものはZEBと呼ばれます。

*4：エネルギーマネジメントシステム

電気・ガスなどのエネルギー使用をモニタリングし、運用効率を最適化するためのシステムのことです。住宅を対象としたものはHEMS、事業所を対象としたものはBEMSと呼ばれます。

*5：コージェネレーションシステム

ガス・水素などを燃料にエンジン・燃料電池などで発電し、その際の廃熱を回収して利用するシステムで、熱電併給とも呼ばれています。従来の電気のみを利用する場合の総合効率は約4割ですが、廃熱を回収して活用した総合効率は約8割になるなど、大きな省エネルギー効果があります。



＜建物や設備のエネルギー利用の効率化の例＞

【建物躯体】

- ・屋根・外壁・床に断熱性能の高い素材の使用。
- ・屋上緑化や壁面緑化の実施。

【開口部】

- ・窓やドアに断熱性の高い素材の使用。

【照明設備】

- ・LED照明の導入。
- ・人感センサーなど制御装置の導入。

【空調設備】

- ・高効率な空調設備の導入。

【給湯設備】

- ・高効率な給湯設備の導入。
- ・配管類の断熱性の強化。

【その他 OA 設備】

- ・省エネルギー性能の高い製品の導入。

図 9：ZEB のイメージ

画像出典：ZEB PORTAL（環境省HP）

【取組2】公用車の省エネルギー化

現在の公用車の大半はガソリン・軽油などの化石燃料を使用しており、燃料の燃焼や走行に伴い多くの温室効果ガスを排出しています。

そのため、公用車の省エネルギー化に取り組みます。

- ▶ 公用車には、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車など、燃費性能に優れた次世代自動車^{*6}の導入を検討します。
- ▶ 重機などの作業車両についても、燃費性能に優れた車両の導入を検討します。
- ▶ 公共施設に電気自動車の充電インフラの整備を進めます。



1 台のガソリン車を

電気自動車に変更すると・・・

排出量が

1,255 → 388kg-CO₂/年

に削減されます。



※年間走行距離 10,000km、ガソリン車燃費 18.5km/L、電気自動車電費 155Wh/km の想定。

※電気の排出係数 0.25kg-CO₂/kWh（電力会社における令和 12（2030）年度の排出係数の目標値）とした場合。

*6：次世代自動車

温室効果ガスや大気汚染物質の排出量が少ないもしくは排出しない、環境に優しい自動車です。環境省では、ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル車（CDV）、天然ガス自動車（NGV）などを次世代自動車と定義しています。

方針2：再生可能エネルギーの導入・活用

【取組3】再生可能エネルギーの導入の推進

温室効果ガス排出量を減らすには、エネルギーの使用量の削減と併せて、使用しても温室効果ガスを増やさない再生可能エネルギーを活用することが不可欠です。

また、エネルギーを遠方に運ぶとエネルギーロスが発生するため、生産地と需要地が近いほどエネルギーを効率よく使うことができます。

そのため、再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消に取り組みます。

- ▶ 公共施設に再生可能エネルギーを導入するための調査・検討を実施します。
- ▶ 公共施設に、電力の自家消費^{*7}を前提とした太陽光発電の導入を検討します。検討の際は、施設の電力需要を踏まえて過剰な規模にならないようにするとともに、自己所有・PPA^{*8}・リースなど、様々な手法の活用を検討します。
- ▶ 町産材を活用した木質バイオマスの利活用について検討します。
- ▶ その他の再生可能エネルギーについても、活用可能性を検討します。
- ▶ 再生可能エネルギーの導入と併せて、エネルギーの効率利用やレジリエンスの観点も踏まえて、蓄電池の導入についても検討します。



太陽光発電を導入すると・・・

アポイ山荘の場合、
排出量が
135 → 107t-CO₂/年
に削減されます。



※太陽光発電 105kW を導入して自家消費した想定。

※電気の排出係数を 0.25kg-CO₂/kWh（電力会社における令和 12（2030）年度の排出係数の目標値）とした場合。

*7：電力の自家消費

太陽光発電などで発電した電力を FIT などでも売電せずに、全量を施設で使用することで、施設の電力料金や CO₂ 排出量を減らすことです。

*8：PPA

太陽光発電などの電力を発電事業者から購入する契約方式の一つです。PPA 事業者は需要家の施設の屋根や敷地に太陽光発電を設置して維持管理を行い、需要家は設置された設備の発電電力を一定期間（約 20 年）固定価格で購入する仕組みとなります。これにより、需要家は電気料金の支払いだけで太陽光発電の電力を使用でき、CO₂ 排出量を削減できます。

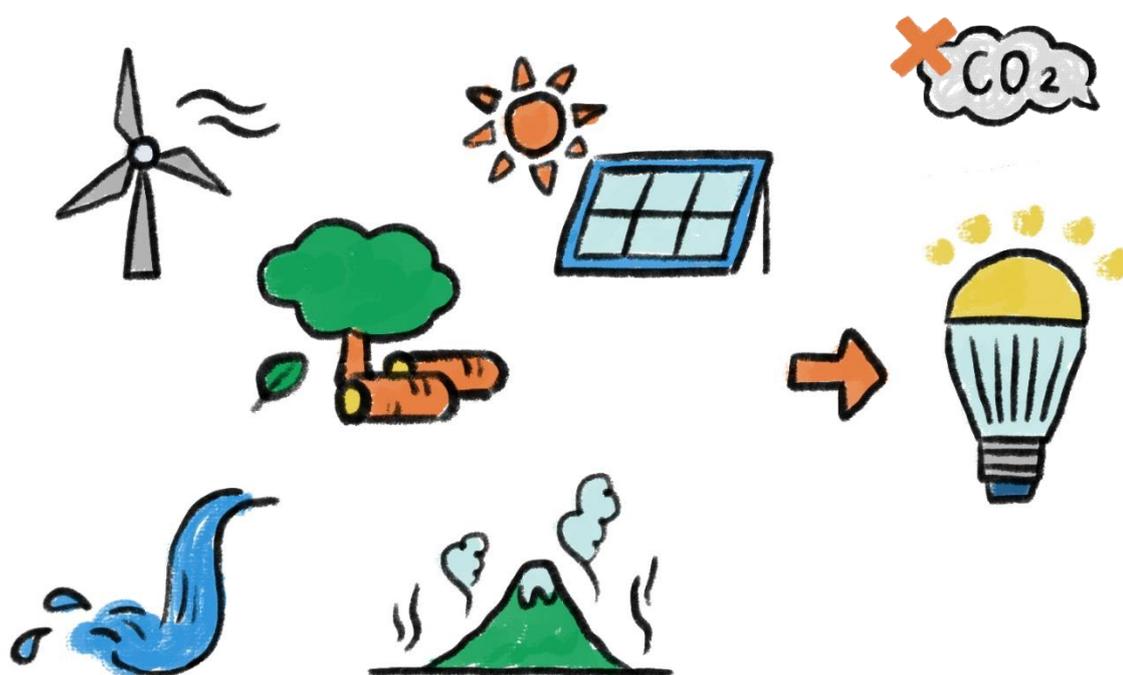
【取組4】再生可能エネルギー比率の高い電力の活用

再生可能エネルギーには、気候や天気などで発電量が左右されて電力供給が安定しない特徴があり、全ての電力を再生可能エネルギーの自家消費で賄うことは難しいため、地域外から電力を購入する必要があります。

電力から排出されるCO₂は、使用量と排出係数*⁹で決まるため、再生可能エネルギーの活用を進めるうえでは、排出係数が少ない電力を選ぶことも重要です。

そのため、再生可能エネルギー比率の高い電力の活用を推進します。

▶電力購入の際は、排出係数の少ない事業者やメニューを検討します。



公共施設の電気を全て

CO₂フリー電気に

切り替えると・・・

排出量が

711 → 0t-CO₂/年

に削減されます。

※電気の排出係数 0.25kg-CO₂/kWh（電力会社における令和12（2030）年度の排出係数の目標値）とした場合。

*9：排出係数

電力会社が電力を作り出す際に、どれだけのCO₂を排出したかを指し示す数値です。この数字が小さいほど再生可能エネルギーの比率が高い（電力の製造でCO₂を排出していない）こととなります。

方針3：脱炭素に向けた環境配慮行動の実施

【取組5】環境配慮行動の推進

現代社会では、活動の大半でエネルギーを消費しており、それに伴い大小の温室効果ガスが発生しています。町の事務事業においてもそれは同様のため、職員一人ひとりが日ごろから積極的に脱炭素に取り組んでいくことが重要です。

そのため、職員による省エネルギー行動や廃棄物の削減などの環境配慮行動の実施を推進します。

①節電・節水の推進

- ▶ 不要な照明は消灯する、複合機などの電子機器の未使用時は省エネルギーモードで待機電力を削減する、退庁時はパソコンや周辺機器の電源を切るなど、節電に取り組みます。
- ▶ ナチュラル・ビズ・スタイル*10を推進して、過度な冷暖房を行わないようにします。
- ▶ 水道の使用時は小まめに水を止めるなど、節水に取り組みます。



*10：ナチュラル・ビズ・スタイル

「自然の気温変化を意識する」・「TPOを意識する」・「省エネルギーを意識する」をコンセプトに、期間を限らず、年間を通して省エネルギーや節電を強く意識した働きやすい服装で執務を行う取り組みです。

② 公用車利用の抑制・効率化

- ▶ 遠方での打合せはWEB会議を活用するなど、公用車利用の抑制を図ります。
- ▶ 移動の際は、可能な限り徒歩・自転車やバスなどの公共交通を使用します。
- ▶ 公用車の運転の際は、アイドリングストップや急発進・急加速を行わないなど、環境に配慮したエコドライブ*11を行います。



1 台のガソリン車でふんわりアクセル

「eスタート」*12を実施すると・・・

排出量が
1,228 → 1,106kg-CO₂/年
に削減されます。



※年間走行距離 10,000km、燃費 18.9km/L、ふんわりアクセル「eスタート」の燃費改善効果を 10%とした想定。

③ 廃棄物の削減・資源の有効活用

- ▶ 書類や資料の電子化によるペーパーレス化を進めるなど、紙の使用を削減します。
- ▶ 3R*13やごみの分別に取り組み、廃棄物の発生量を削減します。
- ▶ プラスチックごみの削減や資源化を推進します。
- ▶ 製品やサービスの購入の際は、可能な限り環境に配慮したものを優先します。



ごみの焼却量を
10%減らすと・・・

排出量が
42 → 37t-CO₂/年
に削減されます。



REduce

REuse

REcycle



焼却ごみに含まれる
プラごみを 10%
減らすと・・・

排出量が
42 → 38t-CO₂/年
に削減されます。



*11：エコドライブ

自動車の燃料消費量やCO₂排出量を減らして、地球温暖化防止につなげる「運転技術」や「心がけ」のことです。

*12：ふんわりアクセル「eスタート」

穏やかに車を発進させることで、最初の5秒で時速 20km 程度の速度が目安です。

*13：3R

Reduce（発生抑制）・Reuse（再使用）・Recycle（再生利用）の頭文字の「R」まとめた総称で、ごみを削減して資源を有効活用していく取組のことです。

【取組6】環境教育の推進

町の施策や事業により温室効果ガス排出量を削減していくためには、各部局の職員の理解のもと、全庁的に協力して対策を進める必要があります。

そのため、職員向けに脱炭素に関する情報発信や環境教育を推進します。

- ▶メールなどで、全職員に町の事務事業の排出量や削減目標を発信するなど、脱炭素に関する町の現状を周知して、環境意識の醸成を図ります。
- ▶職員向けに、脱炭素に関する研修や勉強会を定期的に行なうなど、環境への関心を深める機会を作ります。



第5章 計画の推進

5.1. 推進体制

本計画は、庁内各部署から組織する「様似町地球温暖化推進委員会」（以下「推進委員会」という。）により推進します。

推進委員会は、委員長を「副町長」とし、事務局である「税務町民課」を中心に、「各課代表課長等」で構成します。

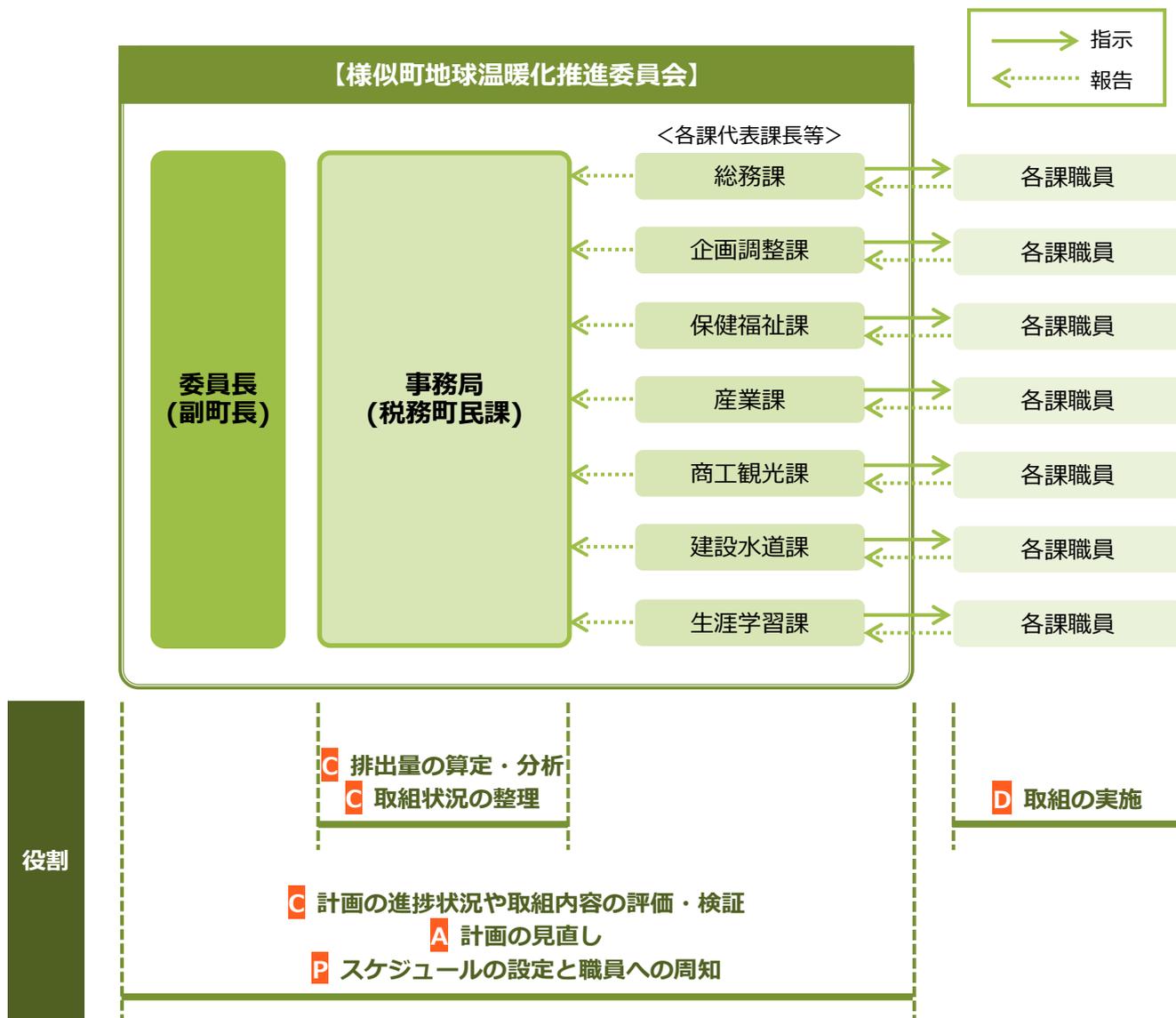


図 10：計画の推進体制

5.2. 進捗管理

本計画は、毎年度、事務局が主体で PDCA サイクル*14 に基づく進捗管理を行うことで、計画を継続的に改善していきます。

【Do】取組の実施

「各課職員」が、「推進委員会」の結果を踏まえて取組を実施し、実施した取組内容や各施設のエネルギー使用量を報告します。

【Check】排出量の算定・分析した取組状況の整理

まず、「事務局」が、各課からの報告を踏まえて、排出量の算定・分析と、取組の実施状況の取りまとめを行います。

次に、「推進委員会」で、「事務局」が取りまとめた計画の進捗状況について、評価・検証を行います。

【Act】計画の進捗状況や取組内容の評価・検証

「推進委員会」で、取組の評価・検証状況を踏まえて、必要に応じて計画や次年度の取組内容の見直しを行います。

また、「事務局」が取りまとめた排出量などの内容について、ホームページなどで公表します。

【Plan】計画の作成・見直し

「推進委員会」で、決定事項を踏まえた次年度のスケジュールを設定し、「各課職員」へ「推進委員会」の結果とともに周知して、次年度以降の取組の改善に繋がります。



図 11：PDCA サイクルのスパイラルアップのイメージ

*14：PDCA サイクル

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の頭文字からなる品質管理の手法です。PDCA の 4 ステップを繰り返し継続的な改善を行うことで、徐々に品質を向上させていくこと（スパイラルアップ）を目指しています。

参 考 资 料

資料1 対象施設一覧

担当課	担当係	分類	名称	担当課	担当係	分類	名称									
総務課	経理職員係	建物	役場庁舎 役場庁舎車庫 緑町職員住宅(共用灯)	建設水道課	管財住宅係	建物・設備	役場庁舎外灯・前庭 大通職員住宅(共用灯) 役場庁舎車庫 公営住宅(共用外灯等) 幌満一時避難所									
	防災車両係	建物	防災行政無線中継局				施設管理係	建物・設備	ソビラ公園 かもめ公園 道路街灯							
企画調整課	企画係	建物	テレビ中継局 体験住宅(A) 体験住宅(B) 体験住宅(C)						水道施設係	建物・設備	栄町浄水場 栄町配水池 鶴吉沢ポンプ室 潮見台ポンプ室 栄町水源ポンプ室 西様似増圧ポンプ室 西様似配水ポンプ室 田代タンネット配水ポンプ室 岡田増圧ポンプ室 冬島配水池 冬島配水ポンプ室 旭浄水場 下水終末処理場 本町ポンプ 大通ポンプ 西町第1ポンプ 西町第2ポンプ 西町第3ポンプ 平宇第1ポンプ 平宇第2ポンプ 平宇第3ポンプ					
			税務町民課								社会係	建物	鶴吉住民センター 畜産センター 本町2丁目会館 栄町ふれあいセンター 大通公住会館 むつみ会館 田代研修センター 冬島生活改善センター 幌満コミュニティセンター 西町生活館 港町生活館 漁村センター 栄町生活館 東様似生活館 緑町生活館 岡田生活館 平宇生活館 東平宇生活館 旭生活館			
					生活環境係	建物							葬斎場			
クリーンセンター係	建物	クリーンセンター														
保健福祉課	福祉推進係	建物			保健福祉センター	施設係							建物	中央公民館		
産業課	林務係	建物			野生動物管理施設 シカ冷凍コンテナ	車両係							建物	スクールバス車庫		
	水産係	建物			プレジャーボート監視小屋	社会教育係							建物	郷土館		
商工観光課	商工観光係	建物			旧様似駅舎(観光案内所含む) パークゴルフ場 アポイ山麓公園 アポイ樹木園 親子岩ふれ愛ビーチ ふれあい広場 さわやかトイレ 火まつり倉庫 エンルム市場 アポイ山荘	生涯学習課							体育係	建物	スポーツセンター スポーツセンター横街路灯 第2体育館 生涯スポーツ研修センター 観音山スポーツ公園	
					学校教育係										建物	小学校 中学校
							図書庶務係	建物								図書館
																幼児センター
					消防様似支署		総務係	建物							消防庁舎 第2分団コミセン 第3分団コミセン 第4分団コミセン 第5分団コミセン	
				全部署共通		車両							車両			

資料 2 様似町地球温暖化推進委員会設置要綱

様似町地球温暖化推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 「様似町地球温暖化対策実行計画」(以下「実行計画」という。)を策定及び推進するため、「様似町地球温暖化推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員は、次の事項を所掌する。

- (1) 地球温暖化対策実行計画の策定・推進に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステムの管理運営に関すること。
- (4) その他、必要事項。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、副町長をもって充て、推進委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員は、様似町処務規程及び様似町教育委員会行政組織規則に規定する課長及び参事をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、税務町民課生活環境係において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。